

《判例研究》

大阪府土地開発公社が個人および法人から
買収した土地の買収価格等に関する情報が
情報公開条例所定の不開示情報に当たらな
いとされた事例

小 林 直 樹

平成18年7月13日 最高裁判所第一小法廷（判時1945号18頁、判タ1220号138頁）

平成16年（行ヒ）第117号

一部破棄自判、一部棄却

第1審：大阪地判 平成12年（行ウ）第124号 平成14年5月30日（判例集未登載）¹

控訴審：大阪高判 平成14年（行コ）第57号 平成15年12月25日（判例集未登載）

I 事案の概要

本件は、原告らが、大阪府情報公開条例〔平成11年大阪府条例第39号。平成12年大阪府条例第137号による改正前のもの〕（以下、条例）に基づき、被告大阪府知事に対して、大阪府土地開発公社による公共事業用地の代替地の取得又は処分に関する文書である「平成12年度土地公社保有地にかかる自治省調査報告書」、「平成11年度末代替地一覧表」および「平成11年度代替地取得及び処分協議決裁書」の公開を請求したところ、平成12年9月11日付けで、「平成11年度代替地取得及び処分協議決裁書」（以下、本件文書）のうち「買収価格等」、「評価答申額等」、代替地譲渡予定者の「勤務先等（個人の職業、社会活動などに関する情報）」、地権者が提出した「印影」および「家族事情」のうち、条例第8

1 LEX/DB 文献番号28071989

条1号(法人情報)および4号(事務事業情報)²、ならびに第9条1号(個人情報)³に該当するとして不開示の旨の決定を受けたため、その取消しを求めた事案である。

第1審は、「買取価格等」、「評価答申額等」、「勤務先等」、「家庭事情」および「印影」の開示の可否について判断し、「勤務先等」および「家庭事情」については条例9条1号の個人情報に該当するとして不開示としたが、「買取価格等」および「評価答申額等」、「印影」については公用地の取得および処分の適正を図る上で開示の必要性は高く、条例第8条1号(法人情報)および4号(事務事業情報)、条例9条1号所定の「一般に他人に知られたくないと望むところが正当であると認められる情報」とは言えないなどとして、原告の請求を認容し開示を命じた。

しかしながら、控訴審は、「買取価格等」、「評価答申額等」、「勤務先等」、「家

2 第8条(公開しないことができる行政文書)

実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる。

1 法人(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの(人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報(以下「例外公開情報」という。)を除く。)

……

4 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの。

3 第9条(公開してはならない行政文書)

実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならない。

1 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの(以下「個人識別情報」という。)のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。

庭事情」および「印影」のいずれの情報についても条例第8条1号および4号、条例9条1項の不開示情報に該当すると判示し、第1審判決を覆した。

Ⅱ 判 旨

(1) 土地の所有者等が個人である場合の本件記載部分に関する情報について

本件条例9条1号は、「私事に関する情報のうち性質上公開に親しまないような個人情報が記録されている行政文書を公開してはならないものと解される。…土地の所有者等が個人である場合の本件記載部分に関する情報は、買収価格等又は評価答申額等に関する情報であって、当該個人の氏名等が既に公開されているというのであるから、個人の財産、所得等に関する情報であって特定の個人が識別され得るものということができる。

しかしながら、取得価格は、『公共用地の取得に伴う損失補償基準』等に基づいて、公示価格との均衡を失することのないよう配慮された客観的な価格として算定された価格を上限とし、正常な取引価格の範囲内で決定され、公社による代替地の取得価格及び譲渡価格は、公示価格を規準とし、公示価格がない場合又はこれにより難しい場合は近傍類地の取引価格等を考慮した適正な価格によるものとされ[る]。…当該土地の買収価格等に売買の当事者間の自由な交渉の結果が反映することは比較的少ないというべきであ[り]、当該土地の買収価格等に影響する諸要因、例えば、駅や商店街への接近の程度、周辺の環境、前面道路の状況、公法上の規制、当該土地の形状等については、一般に周知されている事項か、容易に調査することができる事項であり、これらの価格要因に基づいて上記のとおり決定される価格及びその単価は、一般人であればおよそその見当をつけることができる一定の範囲内の客観的な価格であるということができる。したがって、上記の買収価格等をもって公社に土地を買収され、又は公社から土地を取得したことは、個人である土地の所有者等にとって、私事としての性質が強いものではなく、これに関する情報は、性質上公開に親しまないような個人情報であるとはいえない。

「…公社による代替地の取得価格及び譲渡価格は評価答申額等と同額である場合が多いというのであるから、評価答申額等は、代替地の取得価格及び譲渡価格から推知されるものというべきである。そして、代替地の取得価格及び譲渡価格が一般人であればおよその見当をつけることができる一定の範囲内の客観的な価格 [であるから]、これらの価格から推知される評価答申額等に関する情報も、性質上公開に親しまないような個人情報であるとはいえない。したがって、土地の所有者等が個人である場合の本件記載部分に関する情報は、いずれも本件条例9条1号所定の非公開情報に該当しないというべきである」。

「[係争情報]を公開することによって、大阪府における今後の用地買収事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるということとはできないから、…いずれも本件条例8条4号所定の非公開情報に該当しないというべきである」。

(2) 土地の所有者等が法人又は国等である場合の本件記載部分に関する情報について

「土地の所有者等が法人である場合の本件記載部分に関する情報は、買取価格等又は評価答申額等に関する情報であ [る]。買取価格等及び評価答申額等は、前記のとおり決定されるというのであるから、これらの価格に関する情報を公にすることにより当該法人の競争上その他正当な利益を害するとは認め難い。

また、…土地の所有者等が法人又は国等である場合の本件記載部分に関する情報を公開することによって、大阪府における今後の用地買収事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるということとはできない。

したがって、上記情報は、いずれも本件条例8条1号又は4号所定の非公開情報に該当しないというべきである」。

Ⅲ 考 察

1 本件判決の意義

土地開発公社による公共事業用地の代替地の取得または処分に関する公文書のうち、用地買収に係る買収価格については、プライバシー保護型の規定をもつ条例9条1号所定の「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当するとして不開示となるか、条例8条1号所定の買収価格の開示によって法人の競争上その他正当な利益を害する「法人情報」に該当するとして不開示となるか、また、条例8条4号所定の用地買収を継続中にある事業の既買収地や隣接又は近隣の代替地について買収価格等が公開された場合、買収交渉が難航するとして、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある「事務事業情報」に該当することを理由に不開示となるかが、本件において争われた。

本件判決に先立ち、以上の論点について、最高裁は、名古屋市土地開発公社が市の委託により将来市に譲渡することを予定して先行取得した土地の一覧表の開示に関する事例に関する事案（最高裁二小判平成17年7月15日；以下、①判決）⁴、および奈良県土地開発公社が土地の先行取得を行った案件に関する文書の開示に関する事案（最高裁三小判決平成17年10月11日；以下、②判決）⁵に

4 判時1909号25頁、判タ1191号225頁。評釈として、越智敏裕・Lexis判例速報2巻1号（2006）80頁、佐伯彰洋「土地開発公社の用地取得・補償金額に関する資料」季刊情報公開・個人情報保護20号2（2006）6頁、野口貴公美「土地開発公社の保有と地一覧表の不開示情報該当性」民商法雑誌133巻6号（2006）126頁、村上博「土地開発公社保有土地情報非公開処分取消請求事件最高裁判決」法令解説資料総覧292号（2006）90頁。

5 判時1913号45頁、判タ1195号104頁。評釈として、越智敏裕・Lexis判例速報2巻1号（2006）86頁、見上崇洋「土地開発公社による買収価格等の個人情報該当性」民商法雑誌134巻1号（2006）88頁、石森久広「土地開発公社買収価格・補償価格情報非開示処分取消請求事件」法令解説資料総覧290号（2006）92頁。

において判断を下している。①および②判決は、個人および法人から買収した用地の買収価格の開示を命ずる判断を下しており、本件最高裁判決も、①および②両判決を踏襲し、同様の判断を下しており最高裁の立場を明確にした点で意義深いといえる。

本件判決は、取り立てて新たに指摘すべき論点は多くはないが、本稿では、主として①および②最高裁判例の射程を確認したうえで、本件判決で触れられなかったが、用地買収に係る情報の開示に関する問題点をみていきたい。

2 条例9条1号所定の個人情報該当性について

本件事案では、プライバシー保護型を規定する条例のもとで買収価格の開示が争われている。原判決によると、買収価格は「単なる土地価格という性格を超えた個人の財産若しくは所得等に関する情報そのものということができ、…既に公開されている情報と相俟って特定の個人が識別され得る情報」であって、「客観性のある価格であるとしても、一般に公開されるものではないし、公開が予定されているものではない[く]…地権者として公表を望まないのが通例」であるとして、原判決は買収価格が条例9条1号に該当すると判示した。

しかしながら、本件判決では、事業用地の取得価格について次のように論じている。すなわち、第一に、取得価格は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」等に基づき、公示価格と均衡を失することのないよう配慮された客観的な価格として算定された価格を上限として、正常な取引価格の範囲内で決定され、公示価格がない場合又はこれにより難しい場合は近傍類地の取引価格等を考慮した適正な価格によるため、買収価格等に売買の当事者間の自由な交渉の結果が反映することは比較的少ないというべきであること、第二に、土地の買収価格などに影響する諸要因については一般に周知されている事項で容易に調査できる事項であり、価格は一般人ならばおよその見当をつけることができる一定の客観的な価格であることを挙げて公開に親しまない個人情報に該当しないと判示している。

本件事案と同様に、プライバシー保護型規定の下での買収価格の開示の可否が争われた①判決においても、個人情報にかかる不開示規定は、買収価格は、

特定個人の所得又は財産に関する情報であって個人情報に該当するとしても私事性が認められないと判示しており、本件判決は①判決を踏襲しているといえる。

また、②判決では、個人識別型を規定する場合であっても、買収価格には私事性が認められないこと、個人識別情報であっても公示価格と買収対象となる土地の価格との間に均衡を保つよう客観的に価格が設定され、売買の当事者間の自由な交渉が反映されることはないこと、買収された事実は不動産登記によって公示されること、および土地価格に影響する諸要因について一般人であれば容易に調査できることを理由として、買収価格は、例外的開示事由である「公表目的情報」に該当するとして開示を命じている。本件判決および①判決の理由付けとは異なるが、条例の個人情報に関する規定方法が異なるとしても、結論は実質的に異なることなく、最高裁が開示の立場にあることは明確であるといえよう。

3 条例8条1号所定の法人情報該当性について

原判決においては、「個別の不動産取引における代金額…のごときものは、一般に公開されているものではないし、公開が予定されているものでもないことは個人識別情報の場合と同様」とし、代金額は、「事業者等の内部情報として管理され、現に管理されているものということができ、これを公開することは、事業者等の『その他正当な利益』を害するものと認められる」として、買収価格の不開示を妥当であると判示した。

これに対して本件判決は、法人情報該当性について、個人情報該当性で論じられたように、買収価格等が「公共用地の取得に伴う損失補償基準」等に基づいて、公示価格との均衡を失することのないよう配慮された客観的な価格として算定された価格であることから、条例8条1項所定の「価格に関する情報を公にすることにより当該法人の競争上その他正当な利益を害するとは認め難い」とする。開示すべきであるとする理由は、明確には論じられていないものの、個人情報該当性で論じられた開示理由に依拠していると考えられる。

なお、②判決は、原判決の判断を支持し、土地開発公社により買収された土

地価格は、「公法7条の適用のある適切な価格であることから、…開示することによって、当該法人地権者の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれることは認め難い」と判示していることや、下級審裁判例のいくつかにおいても、開示を命ずる判決が見受けられるが⁶、そのいずれも個人情報該当性を否定する理由——たとえば、価格の客観性——を踏まえて、法人情報に該当しないとの判断が下されている。本件判決は、これらの判例を踏まえており、最高裁の立場を明らかにしたものといえよう。

4 条例8条4号所定の事務事業情報該当性について

原判決においては、「公共事業用地の地権者に対する用地買収交渉の継続中に、他の既買収地あるいは買収交渉中若しくは買収交渉が行われたもののそれが不成立に終わった他の土地の価格、評価額…が明らかになると、未買収地の所有者が、既買収地若しくは他の土地と自己所有地の価格評価要因の違い、評価時点の違い等を正しく認識しないまま、明らかになった買収価格等を全通に自己に有利な価格を査定することは十分にあり得る」ので、買収交渉が難航し未買収地の円滑な買収に支障が生じるおそれがあるとして、条例8条4号該当性を認めた。

しかしながら、本件判決は、「[買収価格等及び評価額等]を公開することによって、…今後の用地買収事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるということとはできないから、…いずれも本件条例8条4号所定の非公開情報に該当しない」と判示しているが、その理由として、先の個人情報該当性および法人情報該当性について考察した際に指摘したように、買収価格が客観的な価格であることや、私事性が弱いこと、性質上公開になじまない情報ではない点を挙げている。②判決においても事務事業情報の該当性について述べられているが、主として買収価格が「公表目的情報」であることを踏ま

6 ②判決の原審・大阪高判平15・7・17(判例集未登載)および原原審・奈良地判平14・9・25(判例集未登載・LEX/DB 文献番号2808252)のほか、①判決の原審・名古屋高判平15・5・28(判例集未登載・LEX/DB 文献番号28082300)および原原審・名古屋地判平13・1・12(判タ1121号148頁)。

えて、開示によって事務事業に支障が生ずるおそれがあると言いたいと論じている。

本件判決は②判決の理由付けとは異なるが、最高裁は、買収価格の事務事業情報該当性を認めず開示に積極的であるといえる。買収事業が行われている中での買収価格の開示について本件判決は②判決を踏襲しており、最高裁としては、用地買収継続中であっても買収価格の開示に積極的であるといえよう⁷。

Ⅳ おわりに

土地開発公社が買収した用地の買収価格等の情報開示に関しては、下級審のレベル裁判例において開示・不開示の判断がわかれるなかで⁸、最高裁は、名古屋土地開発公社および奈良土地開発公社の事例において特定個人あるいは法人から買収した土地の買収価格の開示の判断を下してきた。本件事案の第一小法廷判決をもって全ての小法廷で判決が出揃うこととなり、個人または法人からの用地取得における買収価格を開示する最高裁の立場はより明確になったといえる。

しかしながら、用地買収に係る情報の開示に関して、次のような問題点が依然として残されていることに留意する必要がある。

第一に、地権者からの任意に買収した場合の買収価格の開示についてであ

7 ②判決の原審および原原審は事務事業情報該当性を認めていない。たとえば、②判決原原審・奈良地判は、買収交渉の困難性は情報公開によって初めて生ずるのではなく、買収事務の性質上必然的に生ずるといふべきであること、土地の個性性を考慮しない地権者の不合理な要求に対しては粘り強い交渉を進めるべきであること、買特定時点の取引価格が客観的であること、かかる買収価格基準に基づくことから、地権者が近隣土地と同一条件の価格に固執することは必ずしも実効性はないことを理由に、将来の用地買収交渉の事務に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められないとして、買収価格の開示を命じている。

8 土地買収価格の開示に関する判例の分析については、例えば、小林直樹「土地価格情報の公開に関する一考察——土地の買収価格に関する情報公開判例を中心に——」獨協ロー・ジャーナル1号(2006)83頁以下を参照。

る。これまでの最高裁において判示された①および②判決は、公有地拡大法のもとで土地開発公社が先行取得した用地の買収価格の開示に関するものであった。しかしながら、一般的には、公共の用に供するために自治体または国が買収対象地の所有者から土地を取得する際には、民法上の売買契約による任意買収であるといわれており⁹、かかる任意買収も最高裁判例の射程にはいるのかどうかが問題となる。すなわち、私人間の土地売買における価格は、当事者間の自由な決定されるべき性質のものであるため、かかる買収価格は、最高裁が開示にさいして述べてきた個人識別型規定の例外的開示事由である「公表目的情報」に該当するか否か¹⁰、またはプライバシー保護型規定におけるプライバシー要保護性が認められるか否かが問題になると考えられる。近年の具体的な事案としては、埼玉県がダム建設のために用地を買収した際の土地の売買契約書及び丈量図のすべてに関する公文書の開示について争われた事例があるが、さいたま地判平成14年12月11日(判例集未登載)¹¹、およびその控訴審である東京高判平成16年3月23日(判例集未登載)¹²は、用地取得の方式が行政行為ではなく一般の土地売買契約と同様に地方公共団体が私人の立場で権利者と契約しているため、売買契約書中の「買収単価・金額」等は、埼玉県行政情報公開条例(昭和57年埼玉県条例67号)所定の個人識別情報に該当し、個人の財産権の内容そのものにかかる情報としてプライバシー要保護性が認められるとして不開示処分を支持している。

これまでの最高裁判決は、自治体または国による用地取得の際の買収価格を原則的に公開するべきであると論じたのかは不明といえる¹³。したがって、今

9 小高剛『用地買収と補償 [第4版]』(有斐閣・2003) 4-5頁。

10 たとえば、②判決の判例タイムス匿名解説は、②判決の理由付けを踏まえて、「私人間の土地売買における価格は本来的に当事者間において自由に決定されるべき性質のものであり、同価格が結果的に正常な取引価格に一致したからといって、…『公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報』に当たることはないと考えられる。」と指摘する(判タ1195号105頁を参照)。

11 LEX/DB 文献番号28092434。

12 LEX/DB 文献番号28091150。

13 例えば、見上・前掲注5・92頁を参照。

後の判例の展開がまたれようが、ただ、純粹に私法上の契約であるとしても、買収価格は客観的な算定基準によって決まるといえるのであって、また、価格などに影響する諸要因については一般に周知されている事項で容易に調査できる事項であり、一般人ならば価格についておおよその見当をつけることができるのであるから、私法上の契約であるとしても買収価格はあらかじめ公表することが予定されていると考えられる。したがって、個人識別型の規定においては不開示の例外事由に該当すると考えられ、またプライバシー型の規定のもとでも買収価格には私事性がみとめられないといえるのではないだろうか¹⁴。

第二に、情報公開法のもとの用地買収価格の開示請求が問題となる。具体的な事例としては、圏央道の一部である横浜環状南線の公共事業用の用地取得と補償金額等に関する資料の開示請求において情報公開審査会は、補償金額等の情報公開法5条1号および2号該当性について、「個人の補償金額等は、個人の収入、所得、資産等の一部を成すものであって、…一般的には被補償者の個人情報として秘匿すべき情報であるものと解され、補償金額等を法令の規定により又は慣行として公にするという仕組みは存しないことが認められる」こと、および「法人における一つ一つの取引を公にするという仕組みは存しないことが認められるとともに、補償金額等は当該法人の資産に係る情報であって、これを公にすると、当該法人の資産内容の変動の状況が明らかとなり、秘匿されるべき資産に係る情報や収益構造等の法人の競争上に係る情報の一端がうかがい知られることとなり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」として補助金額等について不開示の答申を出している¹⁵。

土地所有権の補償に関する内訳で補償金、単価及び金額が情報公開法所定の

14 任意買収であるとしても、損失補償のガイドラインとされる「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)に基づく詳細な「補償基準」により買収価格が客観的に算定され、また公示価格を基準に算定されるのであるから、任意買収手続と公有地拡大法に基づく買収手続との間には実質的な差異は見られないと思われる(例えば、小高・前掲注9・32-34頁を参照)。

15 <http://www8.cao.go.jp/jyohou/tousin/012-h15/039.pdf> [2006. 11. 30現在]。例えば、答申のコメントとして、磯部哲「公共事業の用地取得・補償金額等に関する資料」季刊情報公開2003. Vol. 11・24頁以下。

不開示情報に該当するとの答申となっているが、個人識別型の条例のもとで買収価格の開示に積極的であった②判決に照らすならば、個人識別型をとる情報公開法の下においても、土地の単価および金額については例外的開示事由である5条1項イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものといえよう。しかしながら、先にも指摘したように用地の買収事業の多くは任意買収であることや、①および②判決が公有地拡大法に基づく買収事業における用地取得の価格の開示について判断してきたことからすると、国の行う買収事業における取得価格の開示について最高裁判例の射程にはいるか否かが問題となるであろう。ただ、第一の問題点においても触れたが、買収手続の差異で結論が異なることには疑問を感じる。

最後に、第三の問題点として、本件判決とは直接の関係はないが、これまでの最高裁判例および裁判例において開示の対象となった買収情報のうち土地所有者名の開示に関しては、依然として問題が残されていると考えられる。これまでの多くの裁判例または答申では、土地登記簿の名義人と土地所有者が一致した事例であったが、たとえば、相続登記が未了であるなどの理由で真実の権利関係が反映されていないように、登記名義人と真実の土地所有者と一致しない場合において、土地所有者の氏名の開示の可否が問題になろう¹⁶。この問題点について、例えば、県道上松御岳線改良工事のために長野県に買い上げられた木曾郡上松町大字上松の損失補償に関する情報開示請求につき、長野県情報公開審査会の出した答申が参考になる¹⁷。同答申は、「土地の所在、地番、地目

16 例えば、札幌地判平6・10・13(判自133号12頁)は、土地所有賢者の氏名は、「不動産登記法二一条により法務局で閲覧できる地図、建物所在図に、同じく法務局で閲覧できる登記簿の情報を組み合わせることによって容易に得られる情報であると認められるから…開示してはならない個人情報から除外されている…『法令及び他の条例の規定により何人でも取得することができる情報』に該当することは明らかである」として開示に積極的であったが、控訴審である札幌高判平9・4・30(判自169号26頁)は、土地登記簿が現在における不動産の真実の権利者を必ずしも反映しないとして、土地所有者権利者氏名は、何人でも取得できる情報とは言えずプライバシー要保護性が認められるとして氏名の開示に消極的な判断を下している。

17 長野県情報公開審査会・審査案件第46号(平18・6・12)。

<http://www.pref.nagano.jp/soumu/gyoujou/koukai/tousin46.pdf> [2006.11.30現在]。

及び地積を表示する部分については登記申請義務等が規定（不動産登記法第36条）され、所有権移転等の登記を怠る者には不利益が生ずることがあることとされている（民法177条）こと、土地所有者は特定の土地について権利を有するだけではなく様々な法的責任を負うべき立場にあることからすれば、法は、すべての土地について登記簿が作成され、実際の土地所有者が公示されることを予定しているものと考えられることができる」として、現実に関し権利に関する登記申請が行われず登記されていない場合であっても、土地所有者の氏名などは公表されることが予定される情報と述べている。

用地買収に関する最高裁判例において触れられなかった問題点ではあるが、上記答申が、実際の土地所有者と登記名義人が異なる場合であるとしても、不動産登記法36条、民法177条を根拠として、被買収者の氏名が個人識別型条例の下でも例示的開示の対象である「公表目的情報」であると示したことは、実務上参考になると思われる¹⁸。

以上の三つの問題点をみてきたが、特に、第一および第二の問題点については、任意買収であっても客観的な算定基準に基づく買収価格が設定され、私人間の自由な交渉のように当事者間の個別的な事情を背景にした結果が価格に反映されることは比較的すくないことを開示すべき理由に挙げることができようが、なかんずく、買収事業において公費が適正に使用されたか否かをチェックするという観点からすると、買収価格の開示の必要性は高いといえる¹⁹。また、本件判決を含め、①判決および②判決を踏まえると、以上の三つの問題点は、判例の射程に入るといえ、開示の対象たる情報といえよう。

18 なお、石川県情報公開審査会・答申第21号（平15・8・13）においても土地登記簿に記載される所有者の住所氏名は、被買収者の住所氏名と一致しないとしても、「登記名義人と実所有者が異なる場合は、その原因による所有権移転登記を経た後に、県への所有権移転登記が行われ」ており、被買収者の住所氏名及び買収土地の所在については、「土地登記簿により公にされている情報であるといえる」とする。

<http://www.pref.ishikawa.jp/joho/koukai/toshin21.pdf> [2006.11.30現在]。

19 宇賀克也『ケースブック 情報公開法』（有斐閣2002）24頁。

*本稿は、2006年9月におこなわれた「情報公開判例研究会」、「情報公開クリアリングハウス」、「知る権利ネットワーク関西」および「奈良情報公開を進める会」との奈良合同夏合宿における判例報告をもとにしている。合宿において参加者の方々から多くの助言をいただいたことを、この場にて感謝を申し上げます。